

富山地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 差押債権取立請求事件

国側当事者・国

令和5年6月30日認容・確定

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
同指定代理人	安田 裕子
同	辻 守
同	宮城 朝久
同	木村 徹
同	角 秀幸
同	水島 亜実
同	中野 秀則
同	田中 祐亮
被告	Y株式会社
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	秋元 隆弘

主 文

- 1 被告は、原告に対し、990万6000円並びにうち平成28年2月から令和2年2月まで1か月20万円の割合による金員に対する当該各月末日の翌日から各支払済みまで年6分の割合による金員及びうち10万6000円に対する令和2年4月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、株式会社B（以下「滞納会社」という。）に対して租税債権を有する原告が、滞納会社と被告との間に準消費貸借契約（以下「本件準消費貸借契約」という。）が成立しており、滞納会社の被告に対する本件準消費貸借契約に基づく貸付債権（以下「本件貸付債権」という。）が存在すると主張して、本件貸付債権を差し押さえた上、被告に対し、国税徴収法（以下「徴収法」という。）67条に基づく取立権の行使として、本件貸付債権残額合計990万6000円並びにうち平成28年2月から令和2年2月まで各月20万円の割合による金員

に対する当該各月末日（各弁済期）の翌日から支払済みまで及びうち最終分割返済金10万6000円に対する令和2年4月1日（弁済期の翌日）から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる事実）

（1）当事者等

ア 原告は、国である。また、金沢国税局長は、滞納会社の納税地を所轄する富山税務署長から、徴収の引継ぎを受けた国税の徴収の所轄庁である。

イ 被告は、昭和61年7月●日に設立された自動車の賃貸等を目的とする株式会社である。

被告はいわゆる同族会社である。被告設立当初は、C（以下「C」という。）が被告の代表取締役であったが、平成24年9月1日に辞任し、同日、Cの子であるA（以下「A」という。）が代表取締役に就任した。また、Aの妹（Cの娘）であるD（以下「D」という。）が、平成25年4月1日以降被告の取締役を務めている。（甲4、5）

ウ 滞納会社は、各種建設機械、土木機械等リース業等を目的として、平成元年1月●日に設立された株式会社であるが、平成27年1月●日、会社法472条1項により休眠会社として解散したものとみなされ、同法475条1号及び476条により清算株式会社となった。（甲1、2）

清算株式会社である滞納会社の代表清算人は、会社法478条1項1号及び483条4項により、滞納会社の代表取締役であったCであったが、同人が平成28年2月●日に死亡し、平成29年9月20日、富山地方裁判所の決定によりEが選任されたが、同年10月16日、選任決定が取り消され、現在は存在しない。（甲2、3）

（2）滞納会社所有不動産の賃料が被告に振り込まれていた事実等

ア 滞納会社は、滞納会社が所有する不動産から生じる毎月の賃貸料（以下「本件賃貸料」という。）を、同不動産の賃借人（以下「本件賃借人」という。）に対し、被告名義の預金口座に振り込むよう指示していた。

イ 被告の総勘定元帳（以下「本件元帳」という。）には、平成26年12月8日時点の本件賃貸料合計1050万6000円が、預かり家賃として計上されている（甲8）。また、平成27年1月1日から同年12月31日事業年度分の法人税及び地方法人税の確定申告書（以下「本件確定申告書」という。）の「仮受金（前受金・預り金）の内訳書」欄には、滞納会社からの預かり家賃として1050万6000円が計上されている（以下、この預かり家賃を「本件預り金」という。甲9）。

（3）覚書の存在

平成27年11月6日付け「貸付金残高確認の覚書」と題する書面（以下「本件覚書」という。）には、滞納会社が、被告に対し、平成27年11月30日現在、下記アないしウの内容の貸金債権を有することを伝え、被告の認識も滞納会社と相違ないことを確認した旨が記載されている。本件覚書には、貸主欄に滞納会社の社名印・代表印の捺印、借主欄に被告の社名印・代表印の捺印がある。（甲10）

ア 貸付金残高 1050万6000円

イ 返済方法 毎月20万円を被告が滞納会社に支払う

ウ 貸付金の内容 滞納会社所有建物の5部屋の家賃にかかる未収金残高1050万6000円

0円

(4) 滞納会社による租税債権の滞納等

ア 原告は、滞納会社に対し、平成27年11月9日現在、別紙租税債権目録記載のとおり、既に納期限を経過した租税債権（以下「本件租税債権」という。）合計1819万4395円を有していた。（甲11の1）

滞納会社は、上記額（1819万4395円）に加え、平成27年11月10日以降に発生した延滞税を支払っていない。（甲11の1、2）

イ 金沢国税局長は、本件租税債権の徴収のため、平成27年11月9日、徴収法62条に基づき、滞納会社の被告に対する本件貸付債権が存在すると主張して（但し、原被告間において、本件貸付債権の存否について争いがある。）、本件貸付債権を差し押さえるため、履行期限を毎月末日と定めた債権差押通知書を作成し、同通知書は、同月12日、被告に送達された（以下「本件差押処分」という。）。（甲12の1及び2）

(5) 被告のCに対する貸付金の存在

被告の勘定科目内訳書（平成31年1月1日から令和元年12月31日まで）の「仮受金（前受金・預り金）の内訳書」欄には、滞納会社からの預かり家賃として1050万6000円が計上され（本件預り金）、「貸付金及び受取利息の内訳書」欄には、Cに対する貸付金として3130万7172円が計上されている（乙1）。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件準消費貸借契約の存否及びその有効性（争点1）

（原告の主張）

ア 本件準消費貸借契約の内容

滞納会社は、被告の資金繰りを融通するため、被告に対して、滞納会社が所有する不動産から生じる毎月の賃貸料（本件賃貸料）を、本件賃借人に被告名義の預金口座に振り込ませる方法で、各振込日に、その都度当該賃料と同額の金員を貸し付けており（以下、これら貸付を併せて「本件旧消費貸借契約」という。）、滞納会社の被告に対する同貸付金残高は、平成27年10月末時点で1050万6000円であった。

そこで、滞納会社と被告は、平成27年11月6日、本件覚書を作成し、同月から令和2年2月まで毎月末日限り各20万円、同年3月末日限り10万6000円を支払う約定で、本件旧消費貸借契約の貸付金1050万6000円をもって消費貸借の目的とすることを約した（本件準消費貸借契約）。

イ 本件覚書に押印された印影の冒用可能性

本件準消費貸借契約の存在は、本件覚書から裏付けられる。本件覚書には、被告代表印により検出された陰影が存在する。法人の代表印は通常厳重に保管されており第三者が冒用するとは考え難く、本件覚書上の被告代表印の印影は被告の意思に基づいて顕出されたものと推定され、本件覚書は被告の意思に基づいて真正に成立したものと推定される。かかる推定を覆す証拠はない。

ウ AからCに対する包括的代理権授与の有無

仮に、本件預り金の処理や本件覚書の作成をCが行っていたとしても、AはCに対し、包括的な代理権を授与しており、本件覚書の作成は、当該代理権に基づき行われたものである。

包括的代理権の存在は、①Cが、金沢国税局職員に対し、被告の代表者はAだが、現場運営及び経理関係については実質的に管理しているのはCであると述べていること、②Cは、被告設立時である昭和61年7月●日から平成24年9月1日まで被告の代表取締役であり、代表取締役辞任後も死亡するまで同社の現金及び小切手の管理者を務め、被告名義の銀行口座を開設していたこと、③被告はいわゆる同族会社であり、代表取締役辞任後もCが被告の経営に関与していたことが窺われること、④被告取締役かつAの妹であるDが、金沢国税局職員に対し、Aは長年にわたり名古屋において被告の状況を把握していないと述べ、Aが平成25年頃から名古屋市内において、被告事業とは全く異なるゴルフスクールを経営し、平成28年5月2日にはスポーツ教室の開設等を事業目的とする会社を設立して代表取締役に就任し、Aが被告の経営に関与していなかったことから、認められる。

エ 会社法362条4項適用の可否

被告は被告主張欄ウのとおり主張するが、被告は取締役会設置会社ではないから会社法362条4項は適用されない。また、本件準消費貸借契約は、滞納会社と被告との間で既に存在していた本件預り金1050万6000円をもって消費貸借の目的とすることを約したにすぎないから、被告の負債を何ら増加させるものではない上、被告の発行済株式の約94.3%を有するCによって行われた本件覚書の作成は実質的には被告株主総会による承認を受けた行為と評価しうるから、本件準消費貸借契約の有効性は否定されない。

オ 双方代理又は代理権の濫用に当たるか否か

(ア) 被告は、被告主張欄エ(ア)のとおり主張するが、平成29年法律第44号による改正前の民法(以下「改正前民法」という。)108条但書は、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為について例外的に本人に効力が及ぶ旨を規定している。

本件覚書は、被告の発行済株式の約94.3%を有するCにより作成されたものであり、実質的には被告の株主総会による承認があるといえるから、被告があらかじめ許諾した行為といえる。また、C以外の被告の株主は、Cの妻(Aの母)であるF(以下「F」という。)及びCの弟であるG(以下「G」という。)であるところ、同人らはCがAに代わって被告の経営を行うこと及び本件覚書の作成について同意していたものと考えられるから、本件覚書の作成についてC、F及びGの全株主の承諾があったといえ、この点からも被告があらかじめ許諾した行為といえる。

さらに、被告が本件差押処分に係る履行を一部しており、被告による債務の履行があったといえる。被告は債務の履行を行った主体が誰であるかを把握していないものの、Cの株式の保有状態に鑑みれば、代表取締役であるA、被告の発行済株式の約94.3%を有するCのいずれの行為であっても被告による債務の履行と評価しうる。

したがって、本件準消費貸借契約は改正前民法108条但書により有効である。

(イ) 被告は、被告主張欄エ(イ)のとおり主張するが、上記(ア)記載のとおり、本件準消費貸借契約の締結について、被告の株主総会による承認がなされていたと評価しうるから、代理権の濫用とはいえない。

(被告の主張)

本件準消費貸借契約は存在せず、仮に存在したとしても無効である。理由は次のとおりである。

ア 本件覚書に押印された印影の冒用可能性

本件覚書は、Cが被告代表者であるAの同意なく、被告のゴム印・代表印等を使用して作成したものである。

Cは、被告のゴム印・代表印等を自由に使用することが出来た。また、Aは、本件覚書の作成日である平成27年11月6日、同月5日及び同月7日にAが経営する名古屋市内のゴルフレッスン場でレッスンを行うため名古屋において、本件覚書を作成することは出来なかった。本件覚書は、Cが金沢国税局に聴取された日に作成されており、金沢国税局の指示によりCが作成したものと思料される。

イ AからCに対する包括的代理権授与の有無

Aは、Cに対し営業等の日常業務に関する代理権は付与していたが、借入れ等はA自身が行っており、会社の資産について重大な影響をもつ本件覚書作成を許諾するような包括的代理権を付与した事実はない。

ウ 会社法362条4項適用の可否

会社法上、取締役会が重要な財産の処分及び譲受けや多額の借財等重要な業務執行の決定を取締役に委任することはできない（会社法362条4項）。本件準消費貸借契約の締結は、会社の資産に重大な影響をもつものであり、日常業務の範囲内ではないから、会社法上、Cに委任できる範囲内の事項ではない。そのため、仮にAからCに対し本件覚書作成を許諾するような包括的代理権授与があったとしても、同代理権授与は会社法上許されるものではない。

エ 双方代理又は代理権の濫用に当たるか否か

(ア) 本件準消費貸借契約は、Cの経営する滞納会社からの借入れを内容とするものであり、かつ、AはCに対しあらかじめ借入れを許諾していないから、改正前民法108条の双方代理にあたる。そのため、仮にAからCに対する包括的代理権授与があったとしても無効である。

(イ) 本件覚書の作成は、滞納会社がその滞納税金を解消するための行為であり、民法107条の代理権の濫用にあたる。そのため、仮にAからCに対する包括的代理権授与があったとしても本件準消費貸借契約は無効である。

(2) 本件旧消費貸借契約の存否（本件預り金の性質）（争点2）

（被告の主張）

滞納会社が、被告に対し、本件賃貸料を自社所有の不動産の賃借人に被告名義の預金口座に振り込ませていたことは認めるが、同金員は貸付金ではなく、預り金にすぎず、本件準消費貸借契約の前提となる本件旧消費貸借契約が、そもそも存在しない。預り金であることは、本件確定申告書において「預り金」として処理していること、本件確定申告書や被告の勘定科目内訳書において、貸付金であれば「借入金および支払利子の内訳書」欄に計上されるはずであるにもかかわらず、「仮受金の内訳書」欄に本件賃貸料が計上されていることから明らかである。

Cは、本件賃貸料を滞納会社から被告に預り金として送金させ、被告を経由して本件賃貸料を抜き取ることで、滞納会社が本来取得すべき本件賃貸料を使い込んでいた。その証左として、被告の勘定科目内訳書には、被告のCに対する313万7172円の貸金が計上されている。

（原告の主張）

本件準消費貸借契約の前提となる本件旧消費貸借契約の存在は、金沢国税局がCを聴取した際にCが本件旧消費貸借契約の存在を明確に認め、被告の本件元帳や本件確定申告書にも本件旧消費貸借契約に基づく貸付金の本件預り金として計上されている以上、明らかである。Aは、平成27年当時被告の代表取締役であり、本件元帳や本件確定申告書の記載内容を承諾した立場にあり、本件旧消費貸借契約の意思表示もAが行ったものと考えられる。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

当事者間に争いのない事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実が認められる。

(1) 被告の商号変更の経緯

被告は、平成25年4月1日、被告の商号を従前の「有限会社H」から滞納会社の商号に酷似する「Y株式会社」に変更した。同商号変更は、滞納会社が約10億円もの負債を抱えたことを契機に、滞納会社の債権者である銀行の意向を受けて、滞納会社を解散させ、滞納会社の事業内容及び取引先等を、実質的な事業活動をしていなかった被告に移行させる目的で行われた。(甲4、被告代表者本人【2頁、15頁、22頁】)。

被告の本店所在地は富山市内であり、平成25年3月15日以降、滞納会社の本店所在地と同一である(甲1、4)。

(2) 被告の代表取締役の交代等

ア Cは、被告が設立された昭和61年7月●日から被告の代表取締役を務めていたが、平成24年9月1日に辞任し、同日、Cの子であるAが被告の代表取締役に就任した(甲4)。

Cは、代表取締役辞任後も死亡するまで、被告の現金及び小切手の管理者を務め(甲17の1ないし4)、平成25年4月12日に被告名義の銀行口座を開設するなどしていた(甲18)。

イ Aは、被告の代表取締役に就任した平成24年当時、岐阜市に居住し、富山市内に普段はいなかった。Aは、被告の代表取締役就任前はプロゴルファーをしており、被告の代表取締役就任後もゴルフツアーに出場していた。また、Aは、遅くとも平成25年8月20日までに、名古屋市内のゴルフレッスン場を経営するようになった。(甲21、22、乙2)

Aは、本件覚書が作成された平成27年11月当時、Aが経営するゴルフレッスン場の存在する名古屋市を生活の本拠地とするようになり、被告の本店所在地である富山市内には月1回1週間程度滞在していた。(乙2、被告代表者本人【4頁】)

また、Aは、平成28年5月●日、スポーツ教室の開設等を目的とする株式会社を、名古屋市内を本店所在地として設立した。(甲22)

(3) 被告の社印の保管方法等

被告の社印は、Aの机に保管されており、A以外に事務員が使用することもあった。また、Aは、Cに対し、Aの名古屋滞在時等に社印を使用することを認めていた。(被告代表者本人【12頁】)

(4) 金沢国税局のCからの聴取内容

ア Cは、平成25年6月3日、金沢国税局職員に対し、被告の代表者はAであり、取締役

はDであるが、実質的にはCが行っている会社であり、Dがクレーンの免許を取得したため、将来的にはD夫妻に任せようと思っている旨を話した。(甲24)

イ Cは、平成25年6月24日、金沢国税局職員に対し、滞納会社の従業員を使って被告が仕事を請け負っており、滞納会社の従業員を被告に移す手続をしていると告げた。(甲24)

ウ Cは、平成27年11月6日、Cの自宅において、金沢国税局職員に対し、被告の代表者は息子であるAであるが、現場の運営や経理関係について実質的に管理しているのはCである旨回答した。

また、金沢国税局職員が、同日、Cに対し、「株式会社B（滞納会社）が平成27年10月末現在家賃未収金1050万6000円をY株式会社（被告）に有することとなっておりますが、この貸付金（本件貸付債権）について説明して下さい。」と伝え、Cは、滞納会社が所有しているマンションの賃貸料（本件賃貸料）は本来滞納会社の資産であるが、被告の資金繰りの都合上、マンションの借主から被告に振り込まれており、被告の預かり家賃として計上され続けていると回答した。また、Cは、本件貸付債権について、貸付金としての内容・発生時期は預金通帳を見ればはっきりと分かるので内容に誤差は生じないとも回答した。

上記Cの回答を受けて、金沢国税局職員が、「今後、この家賃未収金、つまり貸付金の返済など対応はどうしますか。」と尋ねたところ、Cは「毎月一定額を返済していきたいと思います。」等と答えた。(甲7、24)

(5) 本件差押処分及び入金

ア 金沢国税局長は、本件租税債権の徴収のため、平成27年11月9日、徴収法62条に基づき、本件貸付債権を差し押さえるため、債権差押通知書を作成し、同通知書は、同月12日、被告に送達された（本件差押処分）。(甲12の1及び2)

イ 金沢国税局歳入歳出外現金出納官吏財務事務官名義の決済用普通預金口座に、被告名義で、合計60万円（平成27年11月30日に20万円、同年12月30日に20万円、平成28年1月29日に20万円）が入金された（以下、これら入金を併せて「本件入金」という。）。(甲13の1ないし6、15)

(6) Cの死亡

Cは、平成28年2月●日、死亡した。

(7) 金沢国税局のA等からの聴取内容（甲4、20、28）

ア 金沢国税局の職員が、平成28年3月18日、Cの弟であるG（平成17年4月1日から平成25年4月1日までの被告取締役）、Aらと面接したところ、同人らは、被告の代表には以前からAが就任していたが、経営は主に父であるCがやっており、今後はAが実質的にも主宰するつもりである旨を答えた。前記職員は、本件差押処分についてAらに説明し、今後も毎月20万円を弁済するよう伝えた。

イ 金沢国税局の職員が、平成28年3月31日、Aに架電したところ、Aは、本件貸付債権の振込みを失念していたので時間が欲しいと話した。

ウ 金沢国税局の職員は、平成28年10月5日、被告の経理担当であるDに対し、本件貸付債権の弁済がC死亡後に滞っているので、早急に弁済するよう伝えたところ、Dは、振込先が分からず、差押えの内容も分からなかったので履行を怠っていたが、今後履行して

いくと答えた。

エ 金沢国税局の職員が、平成28年11月11日、Aの自宅を訪問したところ、Aは本件覚書の存在を知らないと答えた。そこで、同職員が、被告の平成27年3月末の決算書を確認したところ、預かり家賃として1050万6000円が計上されていたので、本件貸付債権の存在を認識していなかったというのは難しいのではとAに指摘すると、Aは本件貸付債権の弁済をすべきか他の者に相談すると答えた。

オ 金沢国税局の職員が、令和2年10月14日、被告に架電すると、被告の従業員が、Aはほとんど名古屋に行っており、会社の経営についてAに聞いても半分も分からないだろうと答えた。

カ Dは、令和3年1月18日、金沢国税局の職員に架電し、Aはずっと名古屋におり会社の内容は全く知らないと話した。また、Dは、具体的な内容は知らないものの、本件貸付債権があることは以前から聞いており、支払う義務があるなら支払いたいと思っていると話した。

2 争点1（本件準消費貸借契約の存否及びその有効性）について

（1）本件覚書に押印された印影の冒用可能性

本件覚書は、本件準消費貸借契約が存在する旨の滞納会社及び被告の意思表示を内容とするものであるところ、被告は、本件覚書はCが被告代表取締役であるAに無断で作成したものであって、本件覚書は被告の意思に基づいて真正に成立されたものではないと主張するので、これを検討する。

前記1認定事実（3）記載のとおり、被告の社印は、Aの机に保管されており、A以外に事務員が使用することもあった。また、Cは、昭和61年7月●日から平成24年9月1日まで26年間被告代表取締役を務め、代表取締役辞任後も死亡するまで同社の現金及び小切手の管理者を務め、被告名義の銀行口座を開設するなど、被告の運営に深く関与していたことが認められる上（認定事実（2）ア）、Aは、Cに対し、Aが名古屋に滞在している間に社印を使用することを認めており（認定事実（3））、Cが被告の社名印・代表印等の保管場所を熟知していたことが窺われる。そして、Aは、本件覚書が作成された平成27年11月当時、名古屋市内に居住しており、被告の所在地である富山市内に滞在している期間は1か月間に1週間程度にすぎないから（認定事実（2）イ）、Aの不在時にCが被告の社名印・代表印を自由に持ち出せる環境であったといえる。

そうすると、Cが、本件覚書作成時の被告の代表取締役であるAの承諾を得ずに被告の社名印・代表印を用いて本件覚書を作成することも可能であったから、本件覚書に被告名義の印影があるとしても、そのことをもって直ちに、被告の意思に基づいて本件覚書が作成されたとは認め難い。

（2）AからCに対する包括的代理権授与の有無

ア そこで、仮に本件覚書の作成をCが行っていたとしても、AはCに対し、包括的な代理権を授与しており、本件覚書の作成は、当該代理権に基づき行われたものであるか否かについて検討する。

イ 被告の元代表取締役であるCが、被告の代表者は息子であるAであるが、実質的には被告はCが行っている会社であると生前に発言していたこと（認定事実（4）アウ）、かつて被告取締役であったG及び被告代表取締役であるAが、被告の代表には以前からAが就

任していたが、経営は主にCがやっていたと発言していたこと（認定事実（7）ア）、被告の従業員が、Aはほとんど名古屋に行っており、会社の経営について聞いても半分も分からないだろうと答えたこと（認定事実（7）オ）、被告取締役であるDが、Aはずっと名古屋において会社の内容は全く知らないと話したこと（認定事実（7）カ、前提事実（1）イ）からすれば、被告関係者らの認識が、Aは被告の経営にほとんど携わっておらず、Cが被告の代表取締役を辞任した以降も被告の経営に主体的に携わっていたということで一致しており、Aが、Cに対し、本件覚書の作成を含む被告の経営全般に対する包括的な代理権を授与していたことが強く推認される。

そして、Aは、被告の代表取締役就任前はプロゴルファーであって、被告の代表取締役に就任した以降も、ゴルフツアーに出場して被告の本店所在地である富山市内に普段はおらず、本件覚書作成当時も名古屋市内のゴルフレッスン場を経営しながら同市内に居住し、富山市内には月1回1週間程度しか滞在せず（認定事実（2）イ）、被告の経営に積極的に関与していたとは思われない一方、Cは、被告が設立された昭和61年7月●日から平成24年9月1日まで被告の代表取締役を務め（認定事実（2）ア）、代表取締役辞任後も被告の現金及び小切手の管理者を務め、被告名義の銀行口座を開設するなどしており（認定事実（2）ア）、被告の経営に深く関与していたことが認められる上、被告の事業内容及び取引先等は、Cが代表取締役を務めていた滞納会社の事業内容及び取引先等移行させたものであり（認定事実（1）、前提事実（1）ウ）、Cが被告の事業内容及び取引先を熟知していたことも踏まえると、被告の前代表取締役であり、Aの父でもあるCが、富山市内に普段いないAから、被告の経営を任されていたと認めるのが相当である。

ウ これに対し、被告は、Cに対して営業等の日常業務に関する代理権は与えていたが、会社の資産について重大な影響をもつ借入れに関する代理権は与えておらず、本件覚書作成を認めるような代理権は与えていないと主張する。

Aは、被告の代表取締役就任後の被告の金銭管理について、金融機関の借入れの場合には代表取締役であるAが保証人になる必要があるためAが関与していたと供述しており（被告代表者本人【19頁、23頁】）、一般的に金融機関からの借入れの際には代表取締役が保証人になることが多いことを踏まえると、被告が金融機関から金員を借り入れる際には、Cが保証人となるAに報告の上借入れをしていた可能性は否定できない。

しかしながら、被告関係者らの認識が、代表取締役であるAは被告の経営にほとんど携わっていないとの認識で一致していたこと（上記（2）イ）、AではなくCが、被告の現金及び小切手の管理者を務め、被告名義の銀行口座を開設するなどしていたこと（認定事実（2）ア）からすれば、金融機関からの借入れの際にAに報告をしていたことが例外的なのであって、CはAの許諾を得ずに被告の経営に関与することが概ね許されていたものと認めるのが、被告の会社経営の実態に合致するものと思われる。そして、本件覚書の作成に、金融機関は関与しておらず、Aが保証人になる必要もなかったこと、本件覚書は、既に被告が負担している本件預り金の返還債務を消費貸借の目的とすることを約したにすぎず、新たな債務発生とはいえないことを踏まえると、本件覚書の作成は、Aへの報告を要するような例外的事項には該当せず、AがCに対して与えた代理権の範囲内の業務であったと認めるのが相当である。

エ 以上によれば、AはCに対し、包括的な代理権を授与しており、本件覚書の作成は、当

該代理権に基づき行われたものであると認められる。

(3) 会社法362条4項適用の可否

取締役会設置会社である場合はその旨の登記が必要となるが（会社法911条3項15号）、被告には登記簿上取締役会設置会社の記載がなく（甲5）、取締役会設置会社と認めるに足る証拠がない。なお、Aが、取締役会の有無を聞かれて「取締役会というか、何か議事録みたいな、紙上で会社に保管はしてあるかも。」と答えた事実が認められるものの（被告代表者本人【22頁】）、同供述の趣旨は判然とせず、取締役会の存在を裏付ける客観的証拠も存在しないから、同供述をもって取締役会が設置されていたと認めることはできない。したがって、会社法362条4項を適用することはできない。

(4) 双方代理又は代理権の濫用に当たるか否か

ア 被告は、本件準消費貸借契約はCの経営する滞納会社からの借入を内容とするものであり、被告と利益相反関係にあるCによる本件覚書の作成は、改正前民法108条の無権代理に該当し無効であると主張する。

改正前民法108条は、自己契約及び双方代理を原則として禁止しているところ、例外的に債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については例外的に本人に効力が及ぶと規定している。

本件覚書が作成された平成27年11月6日当時の被告の発行株式総数は1750株であり、1650株をC、50株をG、50株をFが保有していたことが認められる（甲5、19の3、乙3の1）。そして、被告の発行済株式の約94.3%を有するCは、本件覚書を作成した本人であり、本件覚書の作成をあらかじめ許諾していたといえる。また、株主の1人であるGも、被告の代表には以前からAが就任していたが、経営は主にCがやっていたと発言しており（認定事実（7）ア）、AがCに対し包括的代理権を与えていたことを容認していたと認められるから、本件覚書の作成をあらかじめ許諾していたと評価できる。さらに、株主であるFは、Cの妻、かつ、Aの母であるところ（弁論の全趣旨）、被告がいわゆる同族会社であって、Cの弟であるGが、上記記載のとおり、AがCに対し包括的代理権を与えていたことを容認していること、Aの妹（Cの娘）であるDも、Aはずっと名古屋において会社の内容は全く知らないと発言しており（認定事実（7）カ）、AがCに対し包括的代理権を与えていたことを容認していたこと、被告従業員も、Aはほとんど名古屋に行っており会社の経営についてAに聞いても半分も分からないだろうと答えており（認定事実（7）オ）、従業員すらAがCに対し包括的代理権を与えていたことを知っていたことを踏まえると、被告の株主かつC及びAと親族関係にあるFが、AがCに対し包括的代理権を与えていたことを知らなかったとは思われず、同状態を容認していたことが認められるから、Gと同様にFも本件覚書の作成をあらかじめ許諾していたと評価できる。そうすると、本件覚書作成当時、被告の株主全員の同意があったと評価できるから、本件覚書の作成については、被告本人があらかじめ許諾していたものと認められる。

また、金沢国税局歳入歳出外現金出納官吏財務事務官名義の決済用普通預金口座に、被告名義で、平成27年11月30日、同年12月30日に20万円、平成28年1月29日に各20万円が入金されたことが認められる（認定事実（5）イ）。仮に、本件入金がAではなくCによるものであったとしても、前記（4）記載のとおり、CはAに包括的代理権を授与されており同代理権に基づく入金である上、上記のとおり、本件入金の前提と

なる本件覚書の作成について株主全員の同意があったものと評価できるから、被告による債務の履行があったといえる。

したがって、改正前民法108条は、自己契約及び双方代理を原則として禁止しているものの、本件覚書の作成行為は本人があらかじめ許諾した行為である上、被告による債務の履行（本件準消費貸借契約に基づく弁済）もなされているから、例外的に被告本人に効力が及ぶと解するのが相当であり、被告の主張は採用できない。

イ 被告は、本件覚書の作成は、滞納会社がその滞納税金を解消するための行為であり、民法107条の代理権の濫用にあたると主張する。

しかしながら、上記ア記載のとおり、本件覚書の作成は、被告の株主総会による承認がなされていたと評価しうるから、代理権の濫用とはいえない。

(5) したがって、AはCに対し、包括的な代理権を授与しており、本件覚書の作成は、当該代理権に基づき適法に行われたものであるから、本件準消費貸借契約の存在が認められる。

3 争点2（本件旧消費貸借契約の存否（本件預り金の性質））について

(1) 滞納会社の被告に対する本件賃貸料の振込みは月額5万円程度（甲8、被告本人【21頁】）であり、各月の同振込みが積み重なって平成26年12月8日時点で合計1050万6000円が預かり家賃として本件元帳に計上されている（甲8）ことからすると、滞納会社の被告に対する本件賃貸料の振込みが開始されたのは、平成26年の17年前（1050万6000円÷5万円÷12か月≒17年）である平成9年頃である可能性が高く、Cが被告の代表取締役であった頃から滞納会社の被告に対する本件賃貸料の振込みが始まったものと思料される。そうすると、本件預り金がどのような性質の金員であるかは、本件賃貸料の振込みが始まった当時の被告の代表取締役であるCが熟知していたと思われる。

上記認定事実（4）ウによれば、Cが、本件預り金は、被告の資金繰りの都合上、滞納会社所有不動産の借主から滞納会社でなく被告に振り込まれているものであり、貸付金としての内容・発生時期は預金通帳を見ればはっきりと分かると述べて、金沢国税局職員に対し、滞納会社の被告に対する貸金を今後返済していきたいとの意思を示した事実が認められ、Cのこれら発言は、Cが、本件預り金の性質は単なる預り金ではなく滞納会社の被告に対する貸付であると認識していたことを示している。

そして、本件預り金の詳しい経緯を知るCが、本件預り金の性質は滞納会社の被告に対する貸付であると認識していた事実は、本件預り金が本件旧消費貸借契約に基づく貸付金の振込みであったことを強く推認させるものといえる。

(2) これに対し、被告は、本件預り金は、本件旧消費貸借契約に基づく貸付金の振込みではなく、Cが本件賃貸料を自ら取得するために本件賃借人に本件賃貸料を被告に振り込ませたものであって、預り金にすぎないと主張し、その証左として本件確定申告書において本件賃貸料が「預り金」として処理され、「借入金および支払利子の内訳書」欄ではなく「仮受金の内訳書」欄に計上されていること、被告の勘定科目内訳書に被告のCに対する3130万7172円の貸金が計上されていることを挙げる。

確かに、滞納会社の被告に対する本件賃貸料の振込みが、本件確定申告書において本件賃貸料が「預り金」として処理され、「借入金および支払利子の内訳書」欄ではなく「仮受金の内訳書」欄に計上されていることが認められる（前提事実（2）イ）。しかしながら、同記載から、Cが本件賃貸料を自ら取得するために本件賃借人に振り込ませた預り金であると

までは直ちに推認できない。また、被告の勘定科目内訳書に被告のCに対する3130万7172円の貸金が計上されていることも認められるものの（乙1）、同貸金が本件預り金と関連するものであるかは定かではない上、Cは滞納会社の代表取締役であり、滞納会社に振り込まれた本件賃貸料をCが取得することも可能であったから、滞納会社が所有する不動産の借主に本件賃貸料を滞納会社ではなく被告に振り込むよう依頼して、被告に振り込まれた本件預り金から本件賃貸料を取得するという迂遠な手法をとる必要性に乏しい。さらに、被告自身、本件預り金が多本確定申告書及び本件元帳に計上された経緯について知らないと主張し（被告第4準備書面）、Cが多本賃貸料を取得していたという話も憶測にすぎないと供述しており（被告代表者本人【25頁】）、Cが多本賃貸料を自ら取得するために預り金として本件賃貸料を本件賃借人から被告に振り込ませていたという具体的根拠があるわけではない。

- （3）以上によれば、本件預り金の詳しい経緯を知るCが、本件預り金の性質は滞納会社の被告に対する貸付であると述べる一方、これに反する被告の主張は具体的根拠に乏しいから、本件預り金は、本件旧消費貸借契約に基づく貸付金の振込みであったと認めるのが相当である。したがって、本件旧消費貸借契約の存在が認められる。

4 小括

以上によれば、本件準消費貸借契約に基づく本件貸付債権の存在が認められるところ、被告は、原告に対し、既に合計60万円を弁済しているから（認定事実（5）イ）、本件貸付債権の残額は990万6000円（本件準消費貸借契約に基づく貸付金合計1050万6000円－既払金60万円）となる。

第4 結論

よって、原告の被告に対する請求は理由があるから、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

富山地方裁判所民事部
裁判官 三木 洋美

別紙 省略